

あったことはなかったことにしない！4名の仲間を支え、共にたたかい抜こう！

「脱退パワハラ訴訟 第7回報告集会」を行う！

10月4日、東京地方裁判所において「脱退パワハラ訴訟」の2回目の進行協議が行われました。そして、同日にリモートを活用した本部主催「報告集会」が開催されました。

進行協議（2回目）

9月7日に、法的な考え方の主張点を整理した「第4準備書面」を提出し「選択的併合」を求めてきました。「選択的併合」とは、前回主張した3点、
①会社の不法行為 ②使用者責任 ③債務不履行（職場環境配慮義務）のうち、どれか一つを認めてほしいという訴えのことを指します。

要件の事実は整理されましたが、裁判官へ各要件（原告別の）を一覧表に整理して提出することになりました。主張点が多いため、より正確に判決を出そうとしていることがうかがえます。

次回は、11月15日に進行協議（3回目）が行われます。

個人訴訟団からの決意表明

バス棚倉での不当労働行為に対する都労委の救済命令は、大きな風穴が開いた。暴走する会社施策と横行する差別に歯止めをかけ、健全な企業を取り戻す！
会社はSDGsやESG経営を掲げているが、実態が伴っていない！あったことはなかったことにしない！労働者の拠り所となる組織をつくっていこう！

「ジェイアールバス関東不当労働行為事件」の完全勝利を追い風に、人を大切に

健全で風通しの良い職場をつくり出すために「脱退パワハラ訴訟」に勝利しよう！